

市職員を装った詐欺や窃盗、悪質な訪問販売が近県で多発しています。

市職員を装って水道料金をだまし取ったり、市から依頼されたと突然お客様宅を訪問し、勝手に水質検査を行ったあげく浄水器を売りつけたりする詐欺や窃盗、悪質な訪問販売が近県で多発しています。おかしいと思ったらすぐに身分証明書の提示を求め、水資源活用課までご連絡ください。

水資源活用課ではこのようなことは行っていません。ご注意ください。

- お知らせ票(検針票)でお金をいただくこと
- 水道管清掃のすすめ
- 浄水器の販売や水道管の工事契約
- 電話や訪問販売でのアンケート
- ご依頼のない水質検査
- ご依頼のない蛇口などの点検
- 有効期限切れのメータ(量水器)を交換してお金をいただくこと



※水道の修理は、市指定水道工事店組合にご相談ください。☎(43)7196 (営業時間は午前中のみです)

水道メーターの検針について

水道メーターは市で貸しているものです。次の事項を守り、検針が正確に効率よくできるように、皆様のご協力をお願いします。

- 水道メーターボックスの上に、物や車などを置かないでください。
(これからの季節、除雪した雪など水道メーターボックスの上に置かないでください)
- 犬は出入口付近や水道メーターから離れた場所につないでおいてください。
- 水道メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。

問合先 水資源活用課 業務担当・簡易水道担当

電気柵などの設置費の補助率

	対 象	補助率(上限)
団 体	5戸以上または1ha以上の農地 ※交付の決定まで期間がかかる場合があります。	75% (50万円)
個 人	概ね5a以上の農地	75% (2万円)

平成20～22年度の年間捕獲目標頭数 (単位 頭)

サル	イノシシ	シカ	ハクビシン	タヌキ
30	30	20	10	10



電気柵設置状況



イノシシ被害状況

都留市鳥獣被害防止計画を策定しました

近年、社会や環境の様々な変化により、野生動物が農作物に被害を与えてしまうことが多くなってきました。その被害を防止するために、都留市鳥獣被害防止計画を策定しました。

当計画は市内のサル、イノシシ、シカ、ハクビシン及びタヌキによる被害の対策についての平成22年度までの計画です。この計画により、これまで県から権限委譲を受けていた鳥獣の捕獲許可の11種に加え、ハクビシン・タヌキの2種についても権限委譲を受けることができるようになります。より円滑な対応が可能になります。

また、防除柵の設置の補助(左図参照)についても、これまでどおり継続していきますので、電気柵などの設置について検討している方は、お気軽にご相談ください。

問合先 産業観光課 農林振興担当